

# 公立大学法人山梨県立大学入試本部規程

(平成22年4月1日制定 法人第2401号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第17条第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学入試本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、次の各号に掲げる入学者選抜に関する事項及び大学入学共通テストの実施に関する基本的事項について検討し実施する。

- (1) 入学者選抜制度の設計に関する事項
- (2) その他入学者選抜に関する重要事項

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事
- (2) 学部長、研究科長及び専攻科長
- (3) 入試委員長
- (4) 各学部入試企画委員長
- (5) 学生支援課長
- (6) 池田事務室長
- (7) 本部長が指名した者

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は前条第1号の者を、副本部長は前条第3号の者をもって充てる。

3 本部長は、入試本部の会議を招集し、その議長となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議は、入試本部構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議事)

第6条 本部の会議の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴聞)

第7条 議長が必要と認めるときは、本部の会議に本部構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(削除)

(委員会)

第8条 本部の円滑な運営を図るため、入試委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(緊急時の対応)

第9条 本部長は、緊急の事態が生じた場合、副本部長及び関係者を招集し、対応を協議の上、必要な措置を講ずる。

(事務)

第10条 本部の事務は、学生支援課及び池田事務室において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。